

宗谷総合振興局稚内建設管理部
砂利等の取得を伴う河床掘削工事代行希望者公募要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道が管理する河川（河川法の適用を受ける河川区域内の土地（河川敷地）に限る）において河川管理上、河床掘削工事が必要と判断され、かつ当該工事の施工に伴い砂利等の発生が見込まれる場合において、河川法第20条に基づく承認を受けて工事を施工し（以下「代行工事」という。）、併せて河川法及び砂利採取法の規定に基づき当該砂利等の取得を希望する者（以下「代行希望者」という。）を公募することについて基本的な事項を定め、もって民間と協働した河川管理の効率化と砂利等の有効活用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「砂利等」とは、河川法第25条の土石をいう。

2 この要綱において「工事の許可等」とは、河川法第20条の規定に基づく河川の工事の承認、及び、同法第25条の規定に基づく土石の採取の許可、並びに、砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可をいう。

(代行工事を行う予定者選定委員会の開催)

第3条 代行希望者を公募しようとするときは、代行工事を行う予定者（以下「代行予定者」という。）を選定する「河床掘削工事代行予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を開催するものとする。

(公募対象箇所)

第4条 代行希望者を公募する箇所は、河川管理者が河床掘削の必要性を認めた箇所とする。

(代行希望者の要件)

第5条 代行希望者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 国土交通省北海道開発局（以下「国」という。）又は北海道における一般土木工事の競争入札参加資格を有する単体企業であること。
- (2) 宗谷総合振興局管内に、主たる営業所を有すること（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）。
- (3) 過去15年間に、国又は北海道発注工事として行われた掘削・床堀を含む河川工事を元請として施工した実績又は河床掘削代行工事の実績を有する者であること。
- (4) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
- (5) 現場代理人を河床掘削の工事現場に専任で配置できること。
ただし、次の基準を全て満たす場合は現場代理人を兼任できるものとする。
 - (ア) 河床掘削工事、及び兼任する請負工事代金額が4,500万円未満の工事であること。
 - (イ) 工事現場が原則、同一市町村内であること。
 - (ウ) 公共工事であること。（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）

- (エ) 現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないようにすること。
- (オ) 現場代理人を兼任させようとする場合は、「現場代理人の兼任届」を宗谷総合振興局長に提出すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始決定後の国又は北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 工事の許可等までの間、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）第1条若しくは第2条又は北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2の規定による指名の停止を受けていない者。
- また、指名の停止を受けたが、既にその停止を受けていないこと。
- (8) 競争入札参加等除外措置要領（平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局通達「競争入札参加等除外措置要領の制定について」）の規定による競争入札等から入札参加を除外されていない者であること。
- (9) 公募の日から過去2年以内に砂利等の採取に関し不正又は著しく不当な行為をしていない者。
- (10) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (11) 暴力団関係事業者等でないこと。

（代行希望者の公募）

第6条 河川管理者は、公募内容をホームページ・調達システム掲示により周知するものとする。

（代行希望の申出）

第7条 代行希望者は、別に定める代行工事参加申出書（以下「申出書」という。）に、掘削計画書のほか必要書類を添付し河川管理者に提出しなければならない。

2 前項の申出書の提出期限は、公募した日の翌日から起算して、おおむね10日とするものとする。

（代行予定者の選定）

第8条 選定委員会は、前条の申出をした者のうち第5条の要件に該当する者の掘削計画書の内容を審査の上、総合的に判断し、適切に掘削工事を行うことができると認められる代行予定者を選定するものとする。ただし、審査の結果、掘削計画書に記載された内容に差異が認められない場合は、代行希望者にくじを引かせて選定する。

(代行予定者の決定)

第 9 条 河川管理者は、選定委員会の選定に基づき代行予定者を決定し、代行予定者及び非代行予定者に通知する。

(工事の許可等)

第 10 条 河川管理者は、代行予定者から工事の許可等の申請があった場合は、それぞれの法令に基づく審査を行い、許可等を行うものとする。なお、決定通知を受けた日から特別な理由がなく 30 日以内に申請が行われない場合、もしくは、法令に基づく審査の結果、申請が不許可等となった場合は、当該代行希望者を除いたうえで再度代行予定者を選定するものとする。ただし、代行希望の申出が一人のみであった場合は改めて公募を行う。

(代行工事に必要な条件)

第 11 条 河川管理者は、代行工事に必要な条件を別に定めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 1 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。